

## 山内図書館指定管理者導入と今後のスケジュール等について

### 1 指定管理者制度導入計画

地域図書館のサービス水準の維持・向上を図る、効率的、効果的な管理運営手法として、平成 22 年度から、青葉区・山内図書館 1 館へ指定管理者制度を導入します。

なお、指定期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 5 か年とします。

### 2 制度導入計画のこれまでの経緯

- (1) 平成 20 年 12 月 市会第 4 回定例会に制度導入のための図書館条例の一部改正議案上程  
(継続審議となる)
- (2) 平成 21 年 2 月 市会第 1 回定例会で同条例の一部改正議案が附帯意見付きで可決成立
- (3) 平成 21 年 5 月 指定管理者となる事業者を公募・選定するために「選定委員会」を設置し、  
公募要項及び業務要求水準書を審議・作成
- (4) 平成 21 年 6 月 指定管理者となる事業者の公募を開始  
応募予定者を対象に業務説明会を開催

### 3 選定委員会による選定

#### (1) 公募及び選定の方法

公募型プロポーザル方式により提案された事業企画を、弁護士、公認会計士、図書館関係有識者、市民代表など 5 人の選定委員によって審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

#### (2) 選考日程

- ・応募書類の受付期間 : 平成 21 年 7 月 13 日～平成 21 年 7 月 24 日
- ・選定委員による面接 : 平成 21 年 8 月 24 日
- ・選定結果の公表 : 平成 21 年 9 月中旬を予定

### 4 指定管理者の指定

優先交渉権者については、指定管理者として指定する議案を平成 21 年 市会 第 4 回定例会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定します。

### 5 山内図書館の業務引継ぎについて

山内図書館業務引継ぎについては、指定された指定管理者との協定締結を経て、平成 22 年 1 月から 3 月末までの期間において、概ね、次の作業日程で実施する予定です。

- ・指定管理者による業務分析及び執行体制の設計 : ～ 平成 22 年 1 月末
- ・指定管理者による各業務手順の詳細確認及び検証 : ～ 平成 22 年 2 月末
- ・山内図書館現地での従事スタッフへの業務引継ぎ : ～ 平成 22 年 3 月末